

令和8年度（2026年度）整備
市有地（寺内配水場北側敷地）を活用した
豊中市幼保連携型認定こども園
設置及び運営者募集要項
【開園：令和9年（2027年）4月1日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和7年（2025年）5月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※受付期間：令和7年（2025年）5月30日（金）～7月31日（木）

目次

1. 募集の趣旨	2
2. 豊中市の状況.....	2
(1) 各年における0～5歳児童人口状況（各年4月1日住民基本台帳）	2
(2) 待機児童の状況.....	3
(3) 保育所等整備の状況	3
3. 事業内容等	3
(1) 事業内容.....	3
(2) 土地の概要.....	3
(3) 土地の使用期間等.....	4
(4) 土地の使用条件.....	4
(5) 賃料の費用負担.....	5
(6) 建築工事に係る留意事項.....	5
4. 応募の資格・条件	5
(1) 応募の資格.....	5
(2) 応募の条件.....	6
5. 保育事業の概要等	7
(1) 事業規模.....	7
(2) 実施事業.....	7
(3) 設備・運営.....	7
(4) 地域住民等への説明	8
(5) 市関係部局との調整	8
6. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等.....	9
(1) 整備に係る補助金.....	9
(2) 財産処分.....	9
7. 審査・選定	10
(1) 審査及び事業スケジュール	10
(2) 審査方法等.....	10
(3) 審査項目.....	12
(4) 選定後の手続き.....	12
(5) 設置・運営者決定の取り消し.....	13
8. 応募手続き	13
(1) 応募書類の提出について	13
(2) 応募に関する質問の受付・回答	14
9. 提出・問合せ先（事務局）	14
10. 提出書類一覧.....	15

1. 募集の趣旨

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に制定した「豊中市子ども健やか育み条例（平成 25 年条例第 23 号）」に基づき策定した「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画）に則し、子育て・子育て施策を進めているところです。

これまで保育所等の施設整備や保育定員確保緊急対策事業による既存の保育所等の定員拡充等を実施し、多様な手法による保育定員の確保を進めてきました。その結果、4 月 1 日時点での待機児童については、平成 30 年（2018 年）から令和 4 年（2022 年）まで 5 年連続でゼロを継続してきましたが、保育需要の増加により、令和 5 年（2023 年）は 9 人、令和 6 年（2024 年）は 28 人、そして、令和 7 年（2025 年）は 19 人の待機児童が発生しています。

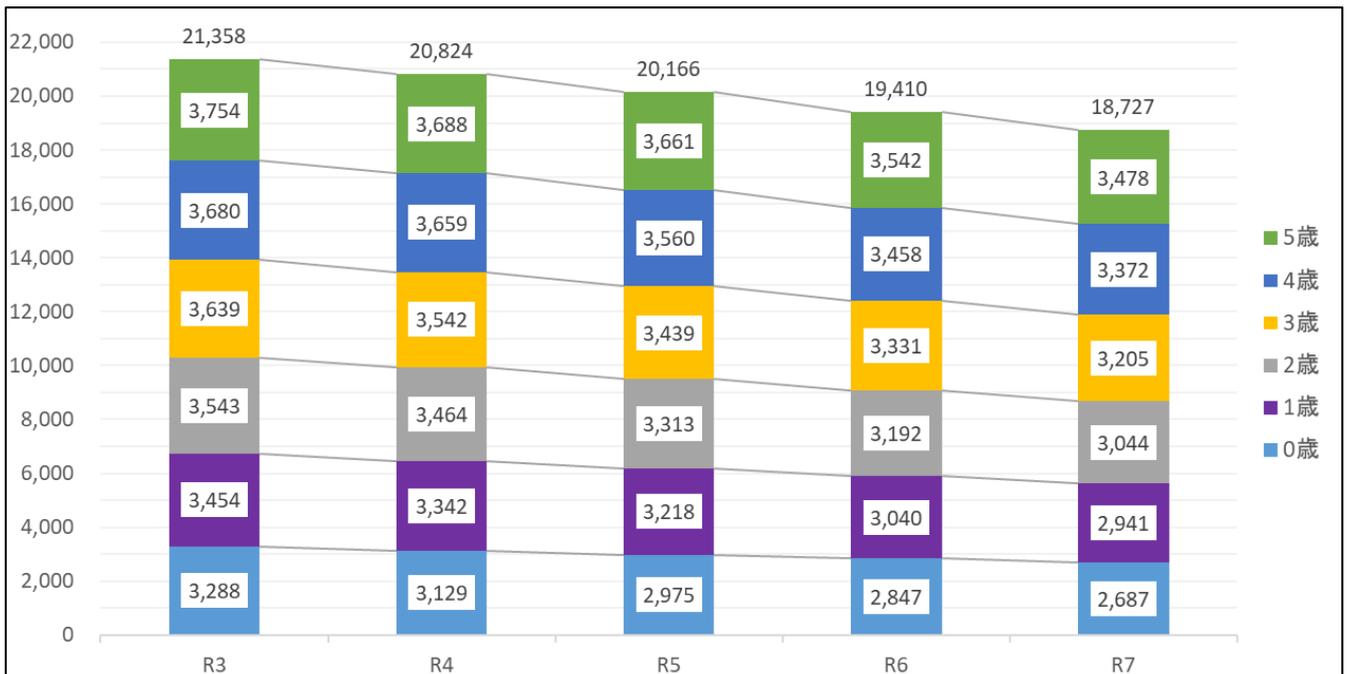
本募集は、市有地である寺内配水場北側敷地（東寺内町）を活用し、幼保連携型認定こども園を設置・運営していただける事業者を募集するものです。東寺内町を含めた寺内小学校区では保育所等が不足していることから、これまで民有地を活用した 0 歳児～5 歳児までの保育所等の設置・運営者募集を実施してきましたが、用地確保に課題があり整備が困難な状況となっていました。このたび、寺内配水場北側敷地の活用が可能になったことから、保育需要の増加に対応するとともに、認定こども園運営事業者としての高い理念と使命感を持ちつつ、寺内小学校区における地域社会とのつながりを重視し、質の高い安定した保育サービスを提供し得る社会福祉法人・学校法人を募集します。

なお、本市と協働で豊中の未来の子どもたちのために、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」、「豊中市人権保育基本方針」等を基に運営していただきますようお願いします。

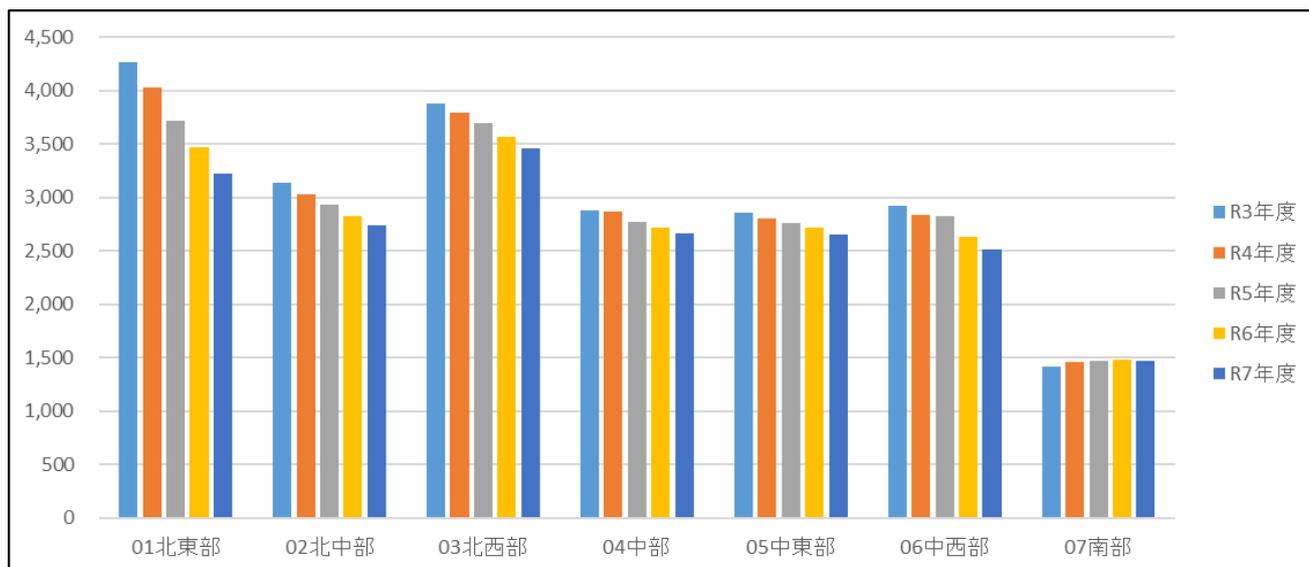
2. 豊中市の状況

（1）各年における 0～5 歳児童人口状況（各年 4 月 1 日住民基本台帳）

①市全域



②地域別



(2) 待機児童の状況

令和7年(2025年)4月1日時点での待機児童の状況は、市ホームページで公表しています。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/taikijidou.html

(3) 保育所等整備の状況

新規整備が決定した場合は、市ホームページで公表しています。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/hoikusyoseibi.html

3. 事業内容等

(1) 事業内容

事業者は、市が所有する寺内配水場北側敷地(以下「北側敷地」という。別添「想定配置図」の黒線枠内。)の一部である敷地(以下「貸付敷地」という。別添「想定配置図」の青色部分。)を賃借し、0歳児から5歳児までの幼保連携型認定こども園運営に必要な施設整備をした上で運営していただきます。

(2) 土地の概要

- ①所在地 豊中市東寺内町127-2(地番)
- ②最寄駅 北大阪急行電鉄南北線「緑地公園駅」から徒歩約6分
- ③土地所有者 市
- ④用途地域等 第二種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%
- ⑤敷地面積 北側敷地: 2,982 m²
貸付敷地: 1,295.80 m²
- ⑥図面 別添「丈量図」参照

※ 当該地は豊中市上下水道局が管理しており、使用に関する事項は豊中市上下水道局経営部総務課との調整が必要です。

(3) 土地の使用期間等

- ア 土地については、令和8年(2026年)8月1日(予定)から令和43年(2061年)3月31日までに設定される事業用定期借地権(借地借家法第23条)による契約とし、幼保連携型認定こども園の運営は令和42年(2060年)3月31日までとする。(最終年度は原状回復するまでの期間とし、事業者選定後に協議する。)
- ◆貸付開始日:国補助金内示後から建設工事開始までの間に契約を締結し、貸付けを開始します。建設工事開始時期により若干前後する可能性があります。なお、契約締結前に貸付条件や施設整備等に関する覚書を交わします。
 - ◆貸付終了日:原状回復が完了すると見込まれる日から令和43年(2061年)3月31日までの間で、事業者選定後に協議して定めます。
 - ◆契約に当たり必要な経費は事業者の負担とします。
- イ 事業用定期借地権設定契約が満了する令和43年(2061年)3月31日までに事業者の費用負担により事業用定期借地権設定契約締結時点の状況に原状復帰(建物取壊しの上、更地での返還)すること。
- ウ 令和43年(2061年)4月以降に寺内配水場の設備更新を実施する予定であり、その際に北側敷地を使用するため、令和42年(2060年)3月31日以降の幼保連携型認定こども園の運営は一切できないこと。

(4) 土地の使用条件

- ア 北側敷地(貸付敷地外)に設置された東寺内町自治会の防災備蓄倉庫は、幼保連携型認定こども園開園後も引き続き、設置すること。(設置場所は「想定配置図」参照)。
- イ 防災備蓄倉庫の周辺については、事業者の負担によりフェンス等で区切ること。(設置場所や形状等については、選定後に市と協議すること)。
- ウ 現在、北側敷地全体を指定緊急避難場所として指定しているため、幼保連携型認定こども園開園後においても、開園時は園庭や駐車場及び園舎内の一部、閉園時は園庭や駐車場を引き続き緊急避難場所とすること(詳細については、選定後に市と協議すること)。
- エ 市が委託する事業者が寺内配水場敷地及び北側敷地(貸付敷地を除く)の除草作業を年に数回行うため、その作業期間中は保育時間に芝刈り機等の音が発生すること。
- オ 北側敷地内(貸付敷地外)にある関西電力送配電株式会社所管の鉄塔の清掃のため、車が年に数回鉄塔まで進入すること。
- カ エ及びオに対応するため北側敷地に有効幅員4mの管理通路を設置すること。また、管理通路に生えている木については、事業者により撤去すること。(費用負担は市と協議すること)。
- キ 北側敷地と道路との境界に設置しているフェンスを事業者負担により撤去するとともに、新たに開閉式で施錠可能なフェンス(以下「北側敷地入口」という。)を設置すること(形状等については、選定後に市と協議すること)。また、北側敷地入口は、開園時間外は事業者の責任のもと施錠するとともに、ア～ウに対応するため、スペアキーを市及び東寺内町自治会に渡すこと。
- ク 北側敷地における駐車場部分北側のフェンスについても事業者負担により撤去するとともに、新たにフェンスを設置すること(形状等については、選定後に市と協議すること)。
- ケ 北側敷地入口の他に、建物の玄関ではセキュリティ対策を講じること。
- コ 貸付敷地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する駐車場、自転車駐輪場及びベビーカー置き場を設置するとともに、朝や夕方など保護者の送迎が多くなる時間帯においては、職員等により保

護者や子どもの安全な動線を確保すること。

- サ 建物や園庭以外の場所に子どもが誤って行くことがないようにフェンス等で囲むなど安全対策を講じること。また、子どもが北側敷地入口から鉄塔の方まで行くことがないように貸付敷地外に事業者負担により開閉式で施錠可能なフェンス等（以下「管理通路用扉」という。）を設置し、鍵を市に渡すこと。（設置場所や形状等については、選定後に市と協議すること。）
- シ 寺内配水場では地中で水力発電を行っていること。また、寺内配水場内にボール等物品が入らないよう対策を講じること。
- ス 事業者が建設した建物について、担保権を設定することはできないこと。居住の用に供してはならないこと。また、市の書面による事前の承諾なく、増改築または建替等できないこと。
- セ 事業用定期借地権設定契約締結後は、事業者負担により施設や設備（北側敷地入口及び管理用通路扉、北側敷地における駐車場部分北側のフェンス、自治会防災備蓄倉庫のフェンスを含む）、貸付敷地の維持管理を行うこと。
- ソ 貸付敷地に設定された事業用定期借地権について、市の書面による事前の承諾なく、譲渡または転貸等できないこと。

（5）賃料の費用負担

- ア 月額賃料は、契約時直近の固定資産税仮評価額及び独立行政法人福祉医療機構社会福祉事業貸付利率を勘案した金額とする。現時点での額は、月額 345,995 円（年額 4,151,941 円）である。
注）契約締結前に再度賃料の算定を行うため、変動する可能性がある。
- イ 3年毎の固定資産の評価替え又は経済情勢の変化その他の理由により、市から改定を請求できる。

（6）建築工事に係る留意事項

- ア 想定配置図については想定の間取りであるため、応募の際は各事業者で提案すること。
- イ 北側の安定勾配から 30 度の範囲内で建設・設置すること。（貸付敷地内は、安定勾配から 30 度の範囲内であるため、この範囲内で建物やフェンス等を設置すること。）
- ウ 電気、水道、ガス、下水道等のインフラは、事業者が各企業者と調整の上、直接引込工事を行うこと。
- エ 地下埋設物や地中障害物が発見された場合においては、市と協議の後、原則、調査・撤去等を事業者の費用負担にて行うこと。

4. 応募の資格・条件

（1）応募の資格

《全事業者に対する条件》

- ア 応募日時点で、社会福祉法人又は学校法人（以下「事業者」という。）の法人格を有していること。
◆ 幼保連携型認定こども園の認可要件を満たさないため、株式会社や個人事業主等の応募は不可とします。
- イ 応募日時点で、認可施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営していること（休止中は除く）。
- ウ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- エ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが幼保連携型認定こども園を設置・運営すること。
- オ 幼保連携型認定こども園設置に当たっては豊中市の認可を得ること（豊中市幼保連携型認定こども園

も園設置認可要綱の条件を満たすこと)。

- カ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- キ 過去 3 年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ク 教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」を基本とすること。
- ケ 市の教育・保育理念を十分に理解し、教育・保育行政について積極的に協力すること。
- コ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- サ 事業者又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ◆公租公課を滞納している者
 - ◆地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ◆児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第 1 項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者
 - ◆労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている団体
 - ◆会社更生法および民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
 - ◆暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する団体

《社会福祉法人に対する条件》

- ア 「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。
- イ 法人監査における指摘改善事項について、改善が図られていること。

（2）応募の条件

- ア 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに幼保連携型認定こども園の整備を完了し、保育が提供できる体制を整え、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から開園すること。
- イ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募事業者の負担とすること。
- ウ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。
- エ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- オ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）
- カ 開園月の前月当初までに、公定価格基本単価分（※ 1）の職員構成を整えらるとともに、最低基準（※ 2）を満たすこと。
 - ※ 1 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 2957 文科初第 233 号）参照
 - ※ 2 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成 26 年豊中市条例第 46 号）参照

キ 事業開始時は必ず応募提案時の施設長を配置すること。（ただし、特別な事由による変更は除く。）
※特別な事由とは、施設長予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。

ク 運営開始後、幼保連携型認定こども園の会計書類については始期 4 月、終期 3 月とし、施設毎に作成すること。

ケ 応募する事業者は、必ず現地説明会に参加すること。（不参加の場合は応募することができません）

日時：令和 7 年（2025 年）6 月 12 日（木）10 時 30 分～11 時 30 分

場所：北側敷地（豊中市東寺内町 127-2（地番））

※雨天決行。

※前日 17 時 00 分までに参加する旨を事務局に電話してください。

5. 保育事業の概要等

（1）事業規模

ア 施設類型は、幼保連携型認定こども園とすること。

イ 定員については、2 号・3 号で合計 70 名以上とし、1 号は各歳児 1 名以上かつ全歳児で 15 名以下の設定とすること。

ウ 定員の年齢構成については、0 歳～5 歳の各年齢を必ず定員設定すること。（0 歳を設定せずに 1 歳～5 歳の設定とすることなどは不可）

エ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

（2）実施事業

ア 通常保育（日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から土曜日まで）は午前 7 時から午後 6 時まで実施すること。

※開園当初及び年度当初の慣らし保育（入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること）については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。

イ 少なくとも午後 7 時まで延長保育を実施すること。

ウ 一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を可能な限り実施すること。

エ 障害児保育を実施すること。

オ 0 歳児保育は、生後 57 日目からの産休明け保育を実施すること。

カ その他追加の事業（休日保育ほか）の提案も可。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

（3）設備・運営

ア 「建築基準法」、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱」等の関係法令の定めるところに従うこと。

◆調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。（市保健所に確認す

ること。)

イ 敷地内に基準上必要な面積分の園庭を設けること。

(4) 地域住民等への説明

募集開始前は、本市において近隣住民説明等を実施したが、選定後、基本設計立案時、工事開始前において、事業者として施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築けるよう、分かりやすく地域住民の方々へ説明すること。

《参考：募集開始前の住民説明会での主な意見》

- ◆駐車場を必要数確保し、保護者に路上駐車（待機）をさせないこと。
- ◆自転車を敷地外に停めないこと。
- ◆車や自転車での送迎に関するマナー（スピードを出しすぎない等）を保護者に説明すること。
- ◆近隣住宅への音（声や音楽など）や視線をさえぎるための対策を講じること。
- ◆敷地の入口付近や駐車場などにおいて、保護者や子どもの安全な動線を確保すること。

ア 選定後

- ◆幼保連携型認定こども園の基本設計素案や整備、運営についての近隣住民説明会を実施し、その後、基本設計内容に住民の要望等の反映ができるように進めること。

イ 基本設計立案時

- ◆地域住民の方々に基本設計内容や整備、運営等について説明・周知すること。

ウ 建設工事開始前（工事計画案確定後）

- ◆工事計画が確定し次第、工事のスケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明・周知すること。

【主な説明事項】

- ①建物の位置と高さ（日照） ②換気扇の位置と向き ③窓等の位置と大きさ（高さ）
- ④植栽樹木等の管理 ⑤工事車両の搬出入経路 ⑥工事騒音や振動
- ⑦募集開始前後で地域住民等から要望のある事項 ⑧その他

エ 住民説明会等を実施する際は、事業者が準備等を行い開催するとともに、必ず市へ書面でも報告（実施前・実施後）すること。

(5) 市関係部局との調整

ア 「豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）」の手続き等については、市都市計画推進部開発審査課と協議を行うこと。

イ 設計（案）を作成する際は、あらかじめ市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防局等に相談し、その指導に従うこと。

ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時にあらかじめ市保健所に相談し、その指導に従うこと。

エ 上記条例等に関する全ての質問については、本募集で指定する質問方法で受付します。（P14 参照）

6. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等

(1) 整備に係る補助金

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金等の対象事業となった際に本市から事業者へ交付します。ただし、下表は現行国制度等に基づくものであり、変更となる可能性があるため、保障されたものではありません。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等を行うことはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

また、整備補助金の予算に限りがあるため、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整を行います。

【補助対象経費等】

工事種別	創設	
補助対象者	社会福祉法人・学校法人	
補助対象経費①	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 1-1 の対象経費	
補助基準額②	認定こども園 (保育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-1
	認定こども園 (教育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-2
交付額 (上限)	「補助基準額②」と「補助対象経費①の3分の2」と「総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を加えた額(=補助基本額×(1+1/8))	

(2) 財産処分

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金を活用した建物の耐用年数(「令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号」参照)以前に幼保連携型認定こども園を廃止又は建物を除去した場合は、補助金の一部返還(財産処分)を行う必要があります。(本募集による事業運営期間は、令和9年(2027年)4月1日から令和42年(2060年)3月31日までの33年間となります。)

構造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木造		22年

7. 審査・選定

(1) 審査及び事業スケジュール

本募集におけるスケジュールは次のとおりです。変更等が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します。幼保連携型認定こども園開設までの詳細な流れは、別紙「応募スケジュール」をご参照ください。

項目	日程	
	第1次審査を実施する場合 (応募が4者以上)	第1次審査を実施しない場合 (応募が4者未満)
募集要項の公表	令和7年(2025年)5月30日(金)	
現場説明会	令和7年(2025年)6月12日(木)10時30分～11時30分 ※事前連絡が必要 ※不参加の場合は応募不可	
質問の受付	令和7年(2025年)7月11日(金)午後5時15分まで ※電子メールにて受付	
質問の回答(最終)	令和7年(2025年)7月18日(金)午前9時 ※市ホームページにて回答を公表	
申込書の提出期限	令和7年(2025年)7月31日(木)午後5時15分まで	
第1次審査(書類審査) ※応募が4者以上となった場合のみ実施	令和7年(2025年)9月	実施なし
第1次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和7年(2025年)9月	—
第2次審査(ヒアリング審査) ※日時・場所等は書類審査終了後に電子メールにて通知	令和7年(2025年)9月～10月	令和7年(2025年)9月
第2次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和7年(2025年)10月	令和7年(2025年)9月
住民説明会・協議・幼保連携型認定こども園整備期間	選定後～令和9年(2027年)3月 ※社会福祉法人が選定された場合は、社会福祉法人等設立認可専門分科会へ諮問します。市補助金の交付を決定した後、整備に係る契約手続きを開始します。	
幼保連携型認定こども園開設	令和9年(2027年)4月1日	

(2) 審査方法等

ア 応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、第2次審査(ヒアリング審査)の対象者を3者に絞ります。

イ 第1次審査(書類審査)を通過した応募事業者に対し、提案書に基づく第2次審査(ヒアリング審査)を行い、審査基準に基づく総合評価で1位の者を幼保連携型認定こども園設置・運営者と

して選定します。

- ウ 第1次審査（書類審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）の結果、それぞれの審査において、全体配点の60%未満の応募事業者は、順位が1位の場合であっても幼保連携型認定こども園設置・運営者として選定しません。
- エ 本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する選定委員会で審査を行います。審査結果は、選定委員会として最終合議のうえ一本化して確定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議等は一切受け付けません。

《第2次審査（ヒアリング審査）》

- ◆当日の出席者は、3人以内とし、全てこの事業に携わる者とし、可能な限り事業責任者及び施設長就任予定者が出席してください。
- ◆第2次審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。
- ◆各応募事業者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。（全体で約35分間）
- ◆応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、事前に提出していただきます。（提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡します。）
- ◆パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は全て、応募事業者で用意してください。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

《その他》

- ◆本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。
- ◆選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページでも公表します。

(3) 審査項目

部門	項目	内 容		配点
保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や幼保連携型認定こども園運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	25
	保育理念等		保育理念及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と保育計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	20
	保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、市の保育理念も理解していること	保育の質の向上に向けての取り組み(研修体制、職員間の連携体制、保育の評価体制)、児童に対する保健衛生や食に関すること(食育、食物アレルギー対応)、地域活動への貢献、豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等(同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・児童虐待・DV)及び不適切保育への対応等について、評価・審査を行います。	75
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や幼保連携型認定こども園の安全管理体制等(事故防止策、施設管理、防災防犯対策)について、評価・審査を行います。	30
	運営計画等	幼保連携型認定こども園の開所に向けての準備、適切な施設計画であること	幼保連携型認定こども園開所に向けて、保育環境の向上や地域へ配慮した施設となっているか、職員確保方策、開園以降の職員配置の考え方等について、評価・審査を行います。	30
労務関係	日々の保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営を行っているか、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	15	
財務関係	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して保育サービスを楽しみ続けることができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	5	

(4) 選定後の手続き

選定を経て決定した事業者については、改めて幼保連携型認定こども園認可申請等を行っていただきます。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、幼保連携型認定こども園の認可を確約するものではありません。

(5) 設置・運営者決定の取り消し

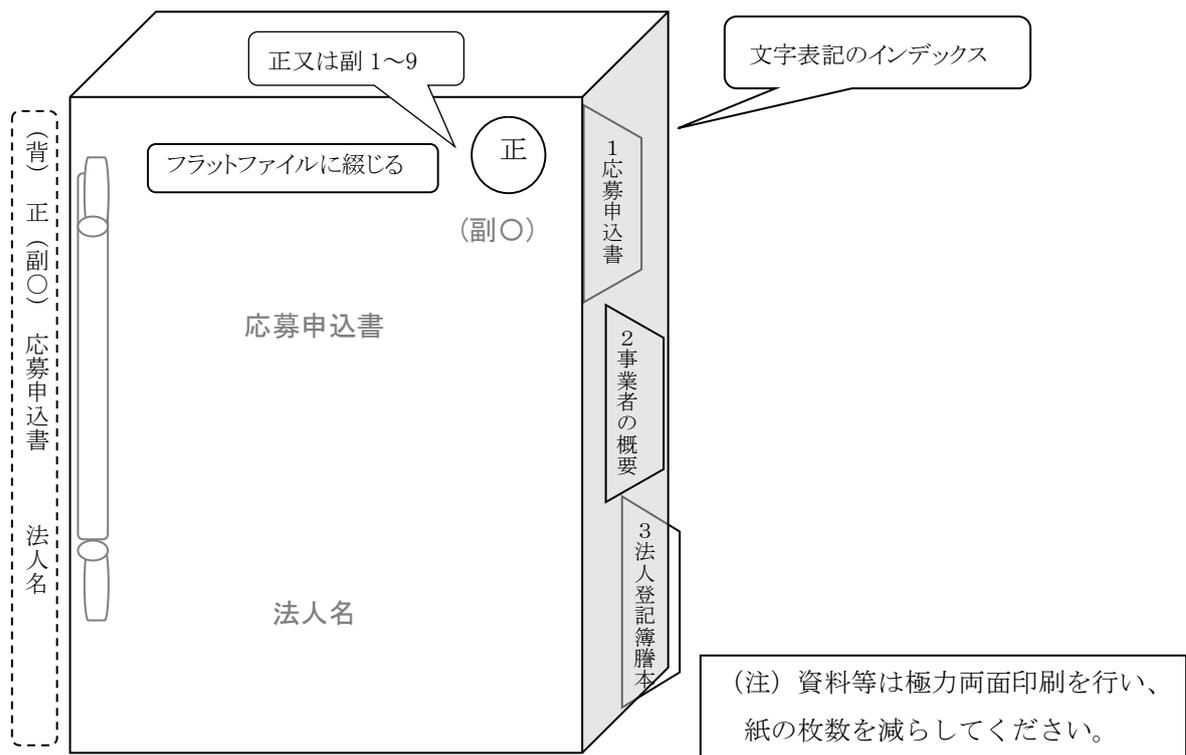
- ア 保育需要や待機児童の状況等から、決定を取り消すことがあります。
- イ 幼保連携型認定こども園の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- ウ 下記の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に下記の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。
 - ◆選定の前後に、事業者が選定委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
 - ◆応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。
 - ◆応募書類の提出後、次の事項が確認された場合。
 - ①重要事項（整備場所、施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
 - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
 - ③建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認される場合。
 - ④応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
 - ⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合。

8. 応募手続き

(1) 応募書類の提出について

- ア 提出先（事務局）

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係
豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）
TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533
E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp
- イ 提出期限
令和7年（2025年）7月31日（木）午後5時15分まで
※提出書類の分割提出は認めません。また、本市による指示以外で期限後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもってご提出ください。
- ウ 提出方法
 - ◆事前にお電話にてご連絡のうえ、持参してください。（郵送不可）
 - ◆持参に加え、以下のURLから電子データを豊中市電子申込システムで提出してください。
https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9121
- エ 提出書類
 - ◆必要書類：「10. 提出書類一覧（P.15～17）」のとおり
 - ※各様式については、市ホームページから取得してください。窓口での配布は行いません。
 - ◆提出部数：正本1部、副本9部（コピー可）
 - ◆形式：所定の様式以外は原則としてA4判（縦）（図面はA3判）。「10. 提出書類一覧（P.15～17）」の順番に並べ、下図のとおり適宜インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出。



(2) 応募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問（市関係部局への質問を含む）は、下記の方法により提出すること。

ア 質問及び回答の方法

- ◆市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、事務局あてに電子メールにて提出してください。（電話での質問は受け付けません。）
- ◆回答については、随時、市ホームページで公表します。
- ◆応募する際には、回答内容を確認し、提出書類等を作成してください。

イ 質問提出期限

令和7年（2025年）7月11日（金）午後5時15分

ウ 質問に対する回答の最終公表日時

令和7年（2025年）7月18日（金）午前9時

※都合により日程を変更する場合があります。

9. 提出・問合せ先（事務局）

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係
 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 3階）
 TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533
 E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

10. 提出書類一覧

項目	内容	様式
1-①応募申込書	応募申込書	様式1
1-②事業者の概要	事業者の概要	様式2
	監査の状況に関する書類（監査結果通知書、改善報告書等）	様式自由
	代表者及び施設長 履歴書	様式3
	現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要が分かるもの）	様式自由
1-③法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）	原本
1-④定款又は寄附行為	定款又は寄附行為（最新のもの）	原本の写し
2 幼保連携型認定こども園（設置・運営）計画書	幼保連携型認定こども園（設置・運営）計画書	様式4-1
3 各室面積表	各室面積表	様式4-2
4-①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
4-②基本計画図面等	①配置図 ②平面図 ③立面図 ④施設の状況（パース図・写真等）	様式自由

項目	内容	様式
5-①基本運営方針等	運営方針等説明書 (1) 応募の目的・動機 (2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり (3) 保育理念 (4) 年間保育計画・指導計画策定の考え方 (5) 保育の質の向上のための方策 (6) 子どもの健康状況を把握するための方策 (7) 地域貢献の方策 (8) 人権保育の考え方と進め方 (9) 幼保連携型認定こども園における虐待等・不適切保育への対応 (10) 保護者対応の視点・苦情解決体制・システム等の視点 (11) 幼保連携型認定こども園における安全管理や安全確保のための方策 (12) 開設準備時・開設後の職員体制について (13) 開設施設計画（保育環境、地域配慮等）等 (14) 労働環境の確保・安定雇用のための方策について (15) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画	様式 5-1 ～ 様式 5-15
5-②従事職員計画（開設後）（採用・雇用方法を含む）	◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後）	様式自由
※右記◆について記載すること	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（想定シフト表）	様式 6
5-③労働基準法等の規定に関する書類	就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
※現在運営する施設等に関する右記の書類	時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控） 前年度労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部）※全員分は不要	法定様式

項目	内容	様式
	配置職員ローテーション表（最も直近に開園した認可施設について令和7年4月のうち児童最多登園日のもの）	様式7
6-①資金計画	施設整備費の事業別収支一覧表	様式8
	収支シミュレーション（借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること）	様式9
	収支シミュレーション<人件費内訳>	様式10
	借入金返済計画	様式11
	その他、人件費試算等の資料	様式自由
6-②決算書等	直近3年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類：貸借対照表、収支計算書、同付属明細書	様式自由
	法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前3事業年度分） ※非課税事業者など証明書が発行できない場合は「非課税事業者であることの申告書（任意様式）」を添付	・法人税は納税証明書（その4） ・法人市民税は納税証明書
	預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの）	様式自由
	借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付）	
	代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（直近3年分）	・所得税は納税証明書（その4） ・市（府）民税は納税証明書
7 その他	誓約書（事業者用）	様式12

※原本証明は全ての書類について不要です。